

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊交規第199号

令和6年4月1日

道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う交通規制関係事務等の運用について（通達）

道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年法律第43号。以下「改正令」という。）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和6年国家公安委員会告示第10号）が、本年4月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正令等は、高速自動車国道における大型貨物自動車及び特定中型貨物自動車（車両を牽引するものを除く。以下「大型貨物自動車等」という。）の最高速度の見直しに関するものであり、その内容及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

また、「交通規制基準」についても、本改正令に基づき、本年4月1日から別添のとおり改正されるので、誤りのないように交通規制を実施されたい。

## 記

### 1 改正令の内容

#### (1) 大型貨物自動車等の法定速度の引上げ

高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の大型貨物自動車等の法定速度を、現行の80キロメートル毎時から90キロメートル毎時に引き上げられた（令第27条第1項関係）。

なお、トレーラ、大型特殊自動車及び三輪の自動車の法定速度は現行の80キロメートル毎時が維持され、その他の自動車の法定速度は現行の100キロメートル毎時が維持される。

#### (2) 法定速度の引上げに伴う経過措置

ア 施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例によることとされた（改正令附則第2項）。

イ 施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされた（改正令附則第3項）。

ウ 施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例によることとされた（改正令附則第4項）。

### 2 留意事項

本改正令については、より一層の道路交通の整序化を図るべく、大型貨物自動車等のドライバーに限らず、幅広くドライバーに対して、本改正後の車種別の最高速度や通行帯等に係る交通ルールのほか、自身の走行速度や周囲の交通状況等を踏まえて走行する車線を選択するなどの運転マナーについて、改めて周知徹底を図ること。

また、大型貨物自動車等による大幅な速度超過等の悪質・危険な交通違反を検挙した際には、いわゆる「リミッター外し」による不正改造の可能性を視野

に入れた捜査を尽くすこと。